

練習問題

1. （前回からの積み残しに関する問題）

「国連総会における全会一致での決定とコンセンサスでの決定との異同について 1000 字程度で説明せよ。」と ChatGPT に質問すると、以下の回答が得られた。

ChatGPT:

国連総会においては、決定を行う際に「全会一致」と「コンセンサス」という二つの異なる意思決定方法が存在し、それぞれに特徴がある。

1. 全会一致

全会一致は、総会に参加するすべての加盟国が賛成する形で決定を行う方式である。全会一致による決定では、いかなる国も反対票を投じることは許されず、もし一国でも反対すれば決定は成立しない。これは厳格な承認基準であり、特に重要な決定や広く影響を及ぼす議題で使用されるが、すべての国が完全に同意する必要があるため、決定が難航することが多く、交渉に時間がかかることが課題である。

2. コンセンサス

一方、コンセンサスは、参加国の間で大多数の賛成を得つつ、反対意見が完全に排除されることなく決定する方式である。ここで重要なのは、コンセンサスは必ずしも全加盟国の同意を必要としない点である。つまり、少数の異議が出て、その異議が深刻な反対ではなく、会合の進行や最終決定に大きな支障をきたさない場合は、全体として合意が成立したと見なされる。この方式は、合意形成を迅速に進めるために使用され、柔軟で調整的な手法として現実的な決定に繋がりやすいのが特徴である。

3. 異同点のまとめ

合意の厳格性: 全会一致はすべての国の賛成を必要とするため厳格だが、コンセンサスは異議があっても合意が得られる場合があるため、柔軟性がある。

決定の迅速さ: 全会一致は時間がかかるのに対し、コンセンサスは比較的迅速に意思決定を行えることが多い。

国際協調への影響: 全会一致は加盟国間の協調を最大限に重視するが、コンセンサスは現実的な合意形成を重視し、結果として広い支持を得る形をとる。

これらの意思決定方式は、それぞれの特性に応じて適切に使い分けられ、国際社会の

合意形成に貢献している。

これでは残念ながら合格点が得られるかどうかぎりぎりという程度である。修正してみよう。

2. 安保理による「立法」には、講義資料に示したような批判がある。これら批判を国連憲章の具体的規定に根拠付けてみよう。国際機構の責任や紛争処理について学んでいない現時点で回答できることには限界があるが、自力で国連憲章の条文をよく読んで考えてみる。出発点は安保理に関する第 5 章の諸規定である。